

お宅の浄化槽は大丈夫!?

# 10月1日は「浄化槽の日」です

環境課環境保全係

☎(25) 1147



「合併処理浄化槽」は、微生物の働きを利用して、台所・洗濯・風呂などから出た生活排水をきれいにする装置です。それに対して「単独処理浄化槽」は、トイレの水だけを浄化する装置で、新たに設置することが禁止されています。

水環境をきれいにするために合併処理浄化槽への転換をお願いします

「合併処理浄化槽」は「単独処理浄化槽」に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができず。川や海をきれいにするため、「単独処理浄化槽」や「くみ取り便槽」を設置されている場合は、「合併処理浄化槽」への転換をお願いします。

合併処理浄化槽への転換に対する補助金があります

市では、「単独処理浄化槽」または「くみ取り便槽」から

区分	内容	回数	市内業者 ※掲載希望事業者のみ表示
保守点検	浄化槽の機能を良好な状態で維持するために、機器類の調整や、消毒剤の補充などを行います。	年3~4回	(株)鳥羽産業 ☎(25) 2807 (有)鳥羽メンテック ☎(26) 2572 マルイ興業(株) ☎(26) 5402
清掃	浄化槽の機能を十分発揮させるために、槽内にたまった汚泥などの引き抜きおよび機器類の洗浄などを行います。	年に1回 全ばつ気方式は6か月に1回以上	(株)鳥羽産業 ☎(25) 2807

「合併処理浄化槽」への転換に対し、補助金を交付いたします(新築・建替は対象外)。補助条件などくわしくは、ホームページをご覧ください。か、環境課へ問い合わせください。

浄化槽の維持管理はできていますか?

浄化槽が適正に稼働するには、維持管理を行うことが大切です。保守点検・清掃・法定検査を定期的に実施することが、浄化槽法で義務づけられています。定期検査は、浄化槽の「年1回の健康診断」です。保守点検とは目的・作業内容が異なるため、保守点検を受検していたとしても、法定検査はすべての浄化槽が受検の対象となっています。

区分	説明	回数	検査機関
法定検査	定期検査(11条検査)	年1回	一般財団法人三重県水質検査センター ☎ 059-213-0707
	設置後の水質検査(7条検査)	使い始めて3か月を経過した日から5か月以内	

## 市道森崎村山線 工事に伴う 交通規制のお知らせ

市では、下記の日程で市道森崎村山線において道路改良工事を行います。交通規制・騒音などでご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

建設課建設係 ☎(25) 1173



工事名	令和5年度 市道森崎村山線道路改良工事
規制期間	10月下旬 ~ 3月下旬(予定) (随時片側交互通行) 10月11日(水) ~ 25日(水) 電柱移設工事 (終日車両通行止) 10月26日(木) ~ 令和6年3月下旬 道路改良工事開始
規制解除期間	年末年始 12月30日(土)~1月4日(木)は通行可能
規制時間	終日(24時間)

工事についての  
問い合わせ先

受注者 有限会社 中村土木  
☎ 0599 (26) 5286  
発注者 鳥羽市役所 建設課  
☎ 0599 (25) 1173